

広島県告示第九百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年九月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

法大神地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		安芸郡	
町		坂町	
大字		横浜東二丁目	
字			
地番	標柱番号	六八三五番一〇	標柱一号
八四九番三	標柱二号	八四九番一	標柱三号、六号及び一〇号
六八三五番四	標柱四号	六八三五番二	標柱五号
六八三五番六	標柱七号及び一〇号	六八三五番六地先	標柱八号及び九号
水路敷			